

## 手数料の電子納付

### 第1 オンライン申立てがされた場合の手数料等の電子納付への一本化

訴え等についてオンライン申立てがされる場合には、手数料及び手数料以外の費用（以下、併せて「手数料等」という。）の納付方法について、電子納付（ペイジーを利用して納付する方法を念頭に置く。）その他の電子情報処理組織を利用する方法による納付（以下「電子納付等」という。）の方法に一本化することとしては、どうか。

（注）その他、手数料等の納付方法につき、クレジットカードを利用する方法等、多様な決済方法を導入することについて、どのように考えるか。

（説明）

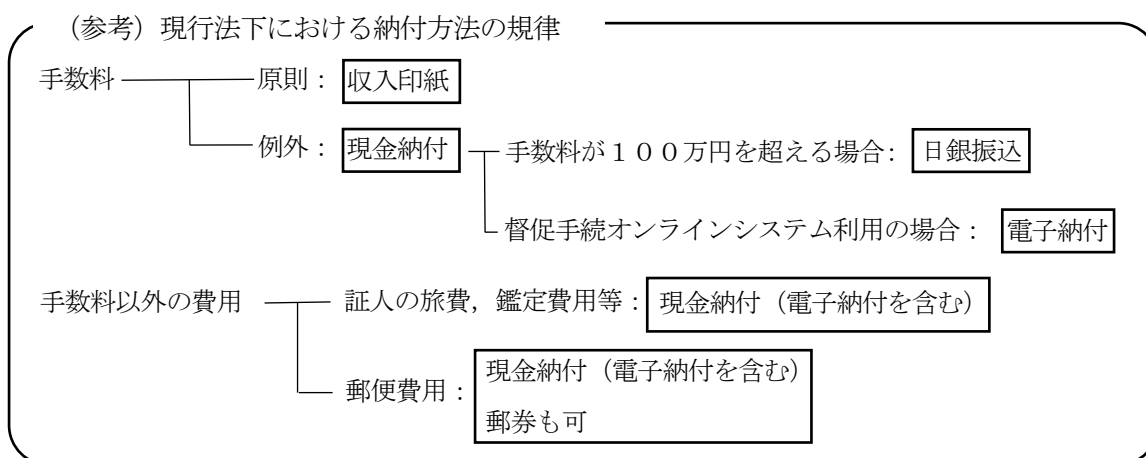
#### 1 現行法下の手数料等の納付方法についての規律

当事者が裁判手続を利用するに当たっては、裁判所に対し、申立て等の手数料のほか、手数料以外の費用として、裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の手続上の行為をするため必要な給付に相当する金額等を納付する必要がある（費用法第3条、第7条、第11条）。

まず、手数料については、原則として、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めなければならない（費用法第8条本文）、ペイジー（注1）を利用するなど、電子納付等によることは認められない。例外的に、最高裁判所規則で定める場合のみ、現金をもって納めることができることとされているが（同条ただし書）、現行法下では、納付する手数料の額が100万円を超える場合（注2）や支払督促において督促手続オンラインシステムを利用する場合に限られており、しかも、この現金納付の方法として電子納付をすることができるのは後者の場合のみである（注3）。

次に、手数料以外の費用については、原則として、概算額を現金で予納しなければならないこととされ（費用法第12条第1項）、このうち、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（例えば、郵便による送達・送付費用等）（以下「郵便費用」という。）についてのみ、現金に代えて郵券で予納することが認められている（費用法第13条）。手数料以外の費用の予納については、郵便費用を含め、現在でも、電子納付の方法により行うことが可能となっている（注4）が、実務において、広く利

用されているとまではいえない。



## 2 オンライン申立てがされた場合の手数料等の電子納付への一本化

(1) 前記1のとおり、現行法上、手数料等の電子納付が認められる場合は限定されており、現在の実務では、訴えの提起等に際して、収入印紙を貼付した訴状等の提出に併せて、郵便費用の概算額を郵券で予納することが一般的に行われているが、裁判手続のIT化により、オンライン申立てがされる場合には、そもそも収入印紙を貼付すべき訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書が存在しないこととなる。そうすると、オンライン申立ての過程において、手数料等の納付も、収入印紙ではなくオンラインですることができるようになれば当事者の便宜に資する。また、手数料のほか、証人の旅費、鑑定費用及び郵便費用等の手数料以外の費用の予納について、電子納付による場合には、当事者は、裁判所に赴くことなく、原則としていつでも納付することが可能となり、これまで郵券で予納した郵便費用相当額の精算時にも、郵券ではなく現金により還付を受けることができるようになるなど、当事者の利便性の向上ないし負担軽減の観点から大きな利点が認められる。現行制度でも、督促手続オンラインシステムを利用する支払督促においては、手数料の納付方法を電子納付に一本化することが既の実現されていることは前記のとおりであり、また、手数料以外の費用についても、電子納付以外の方法による現金納付が可能であるものの、実際には、電子納付の方法で予納することとなっている。今般、オンライン申立てを可能とするのであれば、同様の一括した電子納付の方法を実現し、かつ、その方法に一本化していくことが相当であると考えられる。よって、オンライン申立てがされる場合においては、手数料及び手数料以外の費用のいずれについても、現行の収入印紙、郵券及び電子納付以外の方法での現金による納付の取扱いを廃止し、電子納付等による方法に一本化すべきではないかと考えられる（注5）。

他方、オンライン申立てを認めつつ、手数料及び手数料以外の費用の納付方法について、電子納付等の方法とは別に、これまでどおり収入印紙や郵券等を裁判所に

持参又は郵送する取扱いを許容することも選択肢としてはあり得る。しかしながら、現行のペイジーを利用した電子納付においては、払込みの手数料が原則不要であり、インターネットバンキングや郵便局・金融機関等の各所のATMでの納付が可能とされており、その普及状況からすると、オンライン申立てがされる場合の手数料等の納付方法について、従来の収入印紙や郵券による納付方法等を残す合理的な理由はないとも考えられる。また、裁判手続のIT化により、訴訟記録が全面的に電子化されて事件管理システムで管理されることになれば、当事者にとっても裁判所にとっても電子化された記録とは別に、収入印紙や郵券の管理を行うことは、事務負担の観点から合理的とはいえない。

以上を踏まえ、現行の規律を改め、オンライン申立てがされる場合には、手数料等の納付について、電子納付等による方法に一本化すること（注6）としては、どうか。

- (2) その他、手数料等の電子納付等については、ペイジー（インターネットバンキングやATMを利用する方法）に加えて、クレジットカードの利用や電子決済といった、多様な決済方法を導入することも考えられる。この点については、具体的ニーズの程度やシステム導入に係る費用対効果、付加される決済手数料の負担の問題等を踏まえた検討を要すると思われるが、どのように考えるか。

(注1) ペイジーとは、税金や各種公共料金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して行うことができるサービスであり、原則として払込みの手数料無料で利用することができる。

(注2) 納付する手数料の額が100万円を超える場合に認められる現金納付の方法は、日本銀行（歳入代理店等を含む。）において、財務省令で定められた様式の納付書を用いて窓口で納付し、受け取った領収証書を裁判所に提出する方法で行うこととされている（民事訴訟費用等に関する規則第4条の2第2項）。

(注3) 督促手続オンラインシステムを利用した支払督促手続においては、手数料の現金納付が可能とされており、その納付方法は、電子納付によらなければならないこととされている（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第3条第7項）。

具体的には、督促手続オンラインシステムの利用者は、システム上で支払督促の申立てを行い、申立内容に応じた手数料をシステム画面上に表示された納付情報に従って納付することとされており、インターネットバンキングを利用する場合には、システム画面上で当該納付方法を選択することで、利用する金融機関のウェブサイトへ直接遷移して支払手続を行うことが可能である（参考資料6参照）。

(注4) 現行法下における手数料以外の費用の電子納付の流れは、おおむね以下のとおりである（ここでは、一例として、郵券での予納が可能な郵便費用の電子納付について

説明する。参考資料7も参照)。

- ① 電子納付利用者登録申請書(裁判所の会計担当の窓口に用意があるほか、裁判所ウェブサイトからもダウンロードが可能)を裁判所の会計担当の窓口に直接又は郵送により提出して利用者登録を行い(その際に、予納した現金の残額の振込先となる金融機関の預貯金口座を指定する。なお、利用者登録自体は無料で行うことができる。)、利用者登録コードを取得する。一度取得した利用者登録コードは、その後、全国の裁判所で共通して利用できる。
- ② 訴えの提起等の際し、郵便費用を電子納付する旨及び前記の利用者登録コードを記載したメモを訴状に添付するなどして、事件担当の窓口に電子納付を希望する旨を告げると、裁判所から収納機関番号、納付番号及び確認番号が記載された保管金提出書が交付される(訴状等が郵送で提出された場合、保管金提出書は郵送又はファクシミリで交付される。)
- ③ ペイジー対応のインターネットバンキングやATMを利用して、保管金提出書に記載された収納機関番号等を入力して、郵便費用を振り込み、電子納付を実行する(なお、この保管金提出書はその後裁判所に提出する必要はない。)
- ④ 事件終了等により郵便費用の残額が返還される場合には、利用者登録の際に指定した金融機関の口座に自動的に振り込まれる。振込と同時に、裁判所から事件番号や返還額が記載された保管金振込通知書が送付される。

(注5) 手数料の納付方法を電子納付等に限っている例として、不動産登記の登記事項証明書等の交付をオンラインで請求する場合がある(不動産登記規則第194条第3項、第205条第2項参照)。

(注6) 現行法下において、手数料以外の費用の電子納付を行うには、前記(注4)で述べたとおり、予納した現金の残額の振込先の預貯金口座を指定することが必要とされている。納付方法を電子納付等の方法に一本化するに当たっては、預貯金口座を有しない当事者が電子納付等の方法を利用することを可能とするような制度設計を行うことが必要であると考えられる。

## 第2 郵便費用の手数料への一本化

郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止することについて、どのように考えるか。

(注) その他、オンライン申立てと書面による申立ての併存を認めた場合(部会資料2の第1の1参照)において、両者の手数料の額に差異を設けてオンライン申立てに経済的インセンティブを付与することや、訴訟費用の範囲等を併せて見直すことについて、どのように考えるか。

(説明)

## 1 従前の議論

現行の郵券による予納の制度（費用法第13条）については、郵券を取り扱うことに伴う当事者及び裁判所にとっての取扱いの煩雑さ、事務負担の大きさがかねてから指摘されてきた。具体的にいえば、①当事者は、郵便費用が不足すれば、その都度、郵券の追納をしなければならず、追納をしなければ訴訟が遅延する事態が生じること、②概算額を予納する結果、訴訟終了後の精算は不可避のものとなるが、使用されなかった郵券は、これに相当する現金ではなく、郵券そのものが返還され、その返還費用が発生する場合もあること、返還される郵券の額によっては使途に窮すること、③裁判所としても、事件ごとに、郵券の出納の管理を要し、また、郵券自体の管理も厳格に行わなければならない（費用法第29条）、その事務が負担となることなどが指摘されていた。このような指摘を踏まえて、過去の法制審議会等において、郵便費用を申立ての手数料に組み入れることの当否について検討が行われた。この点については、郵便費用は事件により一律ではなく、これを一律に申立ての手数料に組み込むものとした場合には、当事者間に不公平を招くとの意見がある一方、申立ての手数料については、実際に必要となる審理の手間にかかわらず、定額の手数料を徴収していることを踏まえれば、郵便費用についても同様に考えることができるのではないかとの意見もあった。そして、郵便費用を申立ての手数料に組み込むとしても、どのように組み込むべきかなどの課題を更に検討する必要があるとして、引き続きの検討課題であるとされていた。

## 2 郵便費用を手数料として扱うことの是非

現行の郵券による予納の制度については、前記1で述べたとおりの問題点があるところ、前記第1及び後記第3において提案されている電子納付への一本化が実現した場合には、郵券の取扱いそれ自体から生じる問題については、おおむね解消されるのではないかと思われる。しかしながら、手数料以外の費用は、概算額の予納が義務付けられている以上、電子納付への一本化が実現しただけでは、少額でかつ出入りの激しい郵便費用のために、不足する都度追納を行う必要があり煩雑である上、追納をしなければ、訴訟が遅延する事態が生じる（前記1①に対応する。）という問題点は依然として残る。このような問題点を解決するために、費用法第13条に基づき郵券による予納の対象となっている郵便費用を手数料として扱うこととし、申立ての手数料に組み込んで一本化する新たな仕組みを導入し、郵券による予納を含め、郵便費用の予納の制度を廃止することが考えられる。

もともと、郵便費用が、申立ての手数料ではなく手数料以外の費用として整理されていたのは、郵便費用を要する行為が、具体的事件における事案の内容等によって、その実施回数に著しい多寡がみられ、出費の額も一様ではないという前提に立っていた

ことによるものと考えられる。しかしながら、このような整理の上で現行法が制定されたのは昭和46年のことであり、その後の情報通信技術の進展やこれを踏まえた平成8年の民事訴訟法の全面改正等を経て、現在の実務では、書類の直送やファクシミリを利用した送信を活用した運用が定着しており、裁判所が当事者に対して書類を送付するために郵券を利用する場面は、送達を要する場合を除けば大きく減少している。そして、今回の裁判手続のIT化により、裁判所と当事者との間で郵便による書面のやり取りが行われる機会は、一層、大幅に減少することが見込まれる。そうであれば、郵便費用を手数料以外の費用として整理する前提はもはや維持されているとはいえず、これを契機に、郵便費用を不足する都度納付する負担から当事者を解放する必要性等に目を向け、郵便費用を、申立ての手数料、すなわち裁判制度を利用するための費用として整理し直すべきものと考えられる（このような見地から、郵便費用を手数料として扱うこととし、申立ての手数料に一本化した後の手数料の額の定め方については、別途の検討課題となる。）。

以上を踏まえ、郵便費用を手数料として扱うこととし、申立ての手数料に組み込み一本化することの是非につき、どのように考えるか。

### 3 オンライン申立てへの経済的インセンティブの付与等

仮にオンライン申立てと書面による申立てとが併存することとなった場合には、オンライン申立てを促進する観点から、両者の手数料の額に差異を設けてオンライン申立てに経済的インセンティブを付与することが考えられる。この点については、オンライン申立てか否かにより、書面を提出した際の電子化のコスト等に違いが生じてくることから、そのような制度設計に一定の合理性があると考えられるが、他方で、全体としての手数料額水準の適正にも十分に留意することが必要であることから、合理的かつ相当と考えられるインセンティブの付与の在り方について、更に検討を進める必要がある。また、裁判手続のIT化により、当事者等が実際に負担する費用にも相応の変化が想定されることなどから、分担すべき訴訟費用の範囲や、より利用しやすい訴訟費用確定手続の在り方等を併せて見直すことも考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

## 第3 書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法

仮にオンライン申立てに加え、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合（部会資料2の第1の1参照）でも、書面による申立てについては、手数料及び手数料以外の費用の納付方法につき、原則として電子納付等の方法に一本化することとしては、どうか。

（注）原則として電子納付等による方法に一本化する場合において、電子納付等以外によ

る納付を認める例外の事由について、どのように考えるか。

(説明)

オンライン申立ての義務化の範囲の例外をどこまで認めるかに関わるものの、仮にオンライン申立てに加え、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合でも、訴訟記録が全面的に電子化されて事件管理システムで管理されることになるのであれば、訴えの提起等が書面により行われる場合も、オンライン申立てがされた場合と同様、手数料及び手数料以外の費用の納付については電子納付等の方法を実現し、かつ、その方法に一本化することで、収入印紙や郵券による納付の機会やそれを管理する場面を極力廃止していくことが、当事者の負担軽減の観点からも、裁判事務の合理化の観点からも、望ましい方向性と考えられる。そして、今後、国民生活全般に電子ツールが普及していくことが見込まれることなどに照らしても、十分な利便性のある電子納付等の利用環境が確保され、必要な広報がされるという条件が整うのであれば、訴えの提起等が書面により行われる場合に限って、収入印紙や郵券を裁判所に持参等する取扱いを認める合理性はなく、そのような取扱いを許容しないこととしても、当事者の利便性や裁判を受ける権利を害するものではないと考えられる。

以上を踏まえ、書面による申立てが許容される場合であっても、手数料及び手数料以外の費用の納付方法につき、原則として電子納付等の方法に一本化することとしては、どうか。

また、原則として電子納付等の方法に一本化するとしても、電子納付等がおよそ困難と考えられるような場合（訴訟当事者が刑事施設被収容者である場合等）には例外を設けることについて、どのように考えるか。仮に例外を設けるとすれば、例外を認める範囲及びその場合の納付方法について、どのように考えるか。